

13世紀末イープル毛織物工業の変容過程：1280年の内乱を契機とした

藤井，美男

<https://doi.org/10.15017/2920662>

出版情報：経済論究. 62, pp.93-121, 1985-08-10. 九州大学大学院経済学会
バージョン：
権利関係：

13世紀末イープル毛織物工業の変容過程

——1280年の内乱を契機とした——

藤 井 美 男

目 次

はじめに

I イープル毛織物の生産・流通形態——1280年以前——

- (1) 外国市場への輸出
- (2) ハンザ商人による流通支配
- (3) ドラピエによる生産の組織化

II 1280年の内乱 Cokerulle とその背景——1280年の3文書を中心に——

- (1) 史料の検討
- (2) 都市貴族による手工業者への対応
- (3) 反乱の経過——ポーペリンへ手工業者の役割——

III 都市貴族支配の動揺とドラピエの台頭

- (1) フランドル伯の裁定文書
- (2) ドラピエの羊毛・毛織物取引への進出
- (3) ドラピエの台頭によるイープル毛織物工業の構造変化

おわりに

は じ め に

筆者は先に、中世南ネーデルラント毛織物工業に関するH. ピレンヌ説の批判的検討を通じて、同工業に対する様々な新しい知見が提示され、ピレンヌ説に代わる体系化が要請されていること、しかもそうした体系化は、何よりも中世末期都市一農村工業関係の新しい把握を含むこと、を指摘した⁴⁾。そこでの主たる議論は、次の5点に要約される。即ち、1) 原料羊毛の多様性に対する認識、2) 「商人=企業家」主導論への批判、3) 農村工業遍在とそのギルド的

性格の確認，4) ギルド規制の再評価と都市工業の高級品生産特化の強調，5) 都市—農村工業間での輸出機能交替の検出，である。

筆者は，以上の議論を踏まえ，中世後期フランドルの都市及び農村毛織物工業研究の一環として，両者の関係を印象的に示す14世紀イープル・ポーペリンへ紛争の究明⁽²⁾を当面の課題としているが，本稿ではその作業の一部として，ひとまず14世紀初頭までに時代を限定した上で，イープル毛織物工業を取り上げる。

その際，以下の2点を考察の前提として確認しておく。即ち第1に，14世紀初頭を画期として，フランドル都市工業が一貫した衰退過程に入ると強調するピレンヌ説⁽³⁾を検討するためにも，前記の時代区分が適当であること，第2に対象をイープルに限定せず，少くとも13世紀末までにフランドル内外の史料に見られる限りで，ポーペリンへ毛織物工業の動向にも注目する必要があること，である。こうした点に留意した上での検討を通じ，イープル毛織物工業について，上述の諸論点がどのように検証できるかを明らかにすることが，本稿の主題である。

I イープル毛織物の生産・流通形態—1280年以前—

(1) 外国市場への輸出

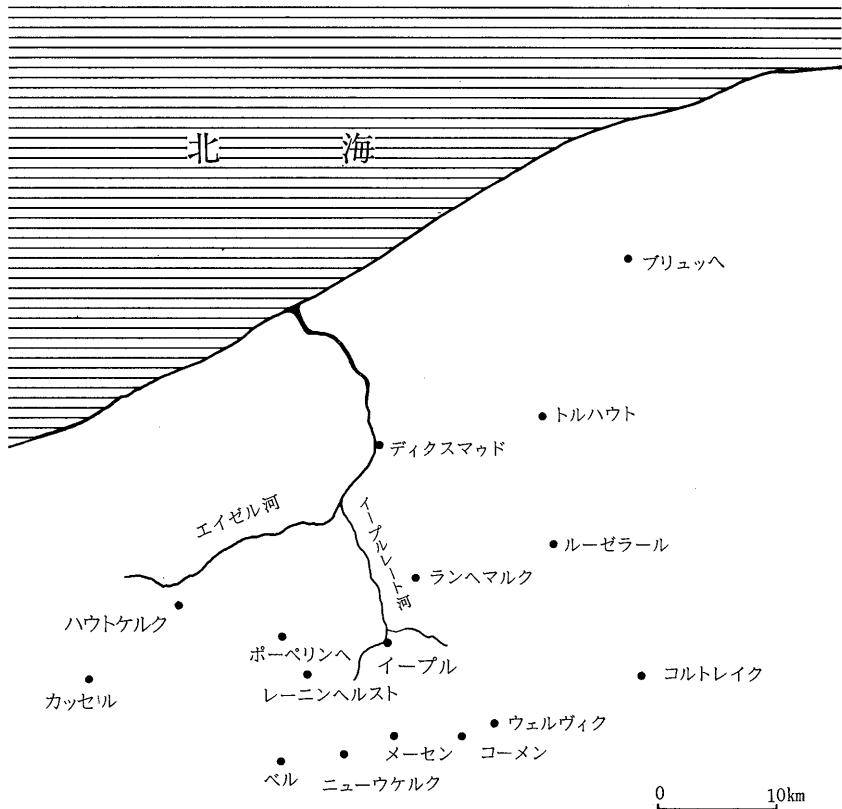
北部ヨーロッパの毛織物輸出——特に地中海地域へのそれ——は，12世紀以前に遡ると想定されている⁽⁴⁾。イープルについても，ピレンヌが有名な論文(Pirenne[36])において，その毛織物の12世紀初頭ノヴゴロドでの恒常的流通を確認した上で，それ以前からの南欧市場へのより活発な輸出を示唆していた⁽⁵⁾。その後の研究でも，12世紀中葉にはイープル毛織物工業が大規模な輸出工業として確立し⁽⁶⁾，13世紀においては，イープル商人及び毛織物への言及が，西欧各地でなされているとされている⁽⁷⁾。殊にイタリアにおいては，イープル製品が他のフランドル都市のそれに比して圧倒的優位にあり⁽⁸⁾，1260—1302年にジェノヴァの史料から他のフランドル都市の毛織物に関する記述が見られなくなった時期でさえ，イープルのそれに対する言及がなされていること

が指摘されているのである⁽⁹⁾。

他方12—3世紀南欧市場への活発な輸出に比べ、同時期の他の外国市場、特にドイツへの輸出は未だ小規模なままに止まっていた。アンマンによれば、1320年までにドイツ・ハンザを通じて毛織物輸出を行っていた生産地は、一次に述べるポーペリンへも含めて——10ほどを数えるに過ぎず⁽¹⁰⁾、従って、フランドル毛織物工業の発展において、ドイツ市場は南欧市場ほどに重要性を有してはいなかったといえる⁽¹¹⁾。

13世紀フランドル都市輸出工業のこうした繁栄と並んで、同時期の農村あるいは小都市での毛織物工業の一定の発展も指摘されており⁽¹²⁾、そのことは、14世紀以降に大幅な展開を遂げるポーペリンへについても同様である⁽¹³⁾。

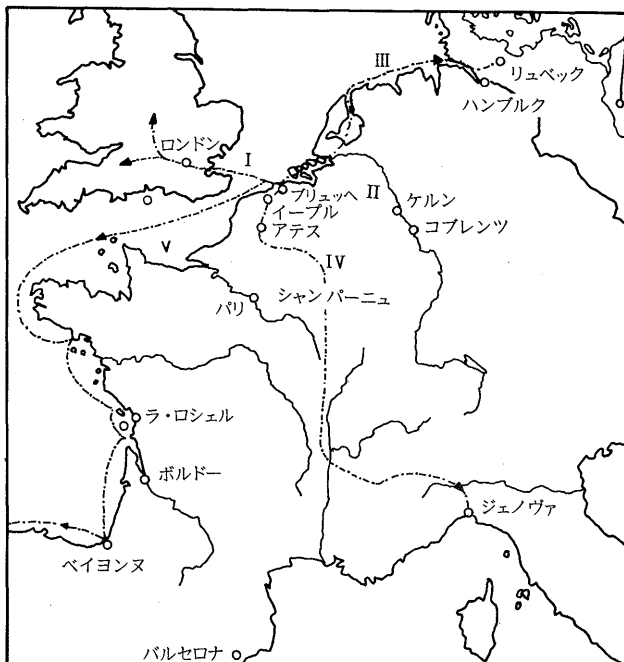
地図〔I〕



ポーペリンへ毛織物の輸出に関しては、1268年カスティリアの Jerez において最初の言及がなされ⁽¹⁴⁾、その後13世紀末シャンパーニュ⁽¹⁵⁾で、1290年及び1312年にジェノヴァ⁽¹⁶⁾でその史料が残されている。更にポーペリンへは既に13世紀から、ブリュッヘを来訪するドイツ商人の手を通じてドイツへの輸出に参加しており⁽¹⁷⁾、安価な大衆品の販売により、やがて14世紀にはバルト海地域への輸出での最も重要な地位を占めるに至る⁽¹⁸⁾。

(2) ハンザ商人による流通支配

12—3世紀においても、既に外国商人が直接イープルへ赴いていたことは否定され得ないが⁽¹⁹⁾、当時のフランドル毛織物工業の繁栄は、その能動的商業と密接に結びついていた⁽²⁰⁾。そしてこの商業は、13世紀には複数都市を結ぶ特権的商人集団の形成によって、強力に押し進められていたのである。いわゆるロ



地図〔II〕 フランドル能動的商業の主要な活動地域。

I イングランド II ラインラント III 北ドイツ及びバルト海地域
IV シャンパーニュ及び北イタリア V 大西洋沿岸地域。

Van Houtte [45], p. 92 から作成。

ンドン・ハンザ La Hanse flamande de Londres と XVII 都市ハンザ La Hanse des XVII Villes がそれである。

前者については、既にピレンヌ (Pirenne[33]; Id. [35], p. 278) 及びファン・ウェルフェーケ (Van Werveke[48]; Id. [51]) の研究により、ある程度の解明がなされていたが、両ハンザを初めて体系的に取扱ったのは H. ローランである。ピレンヌと同様、両者が全く別組織であると断定した上で⁽²¹⁾、ローランは、ロンドン・ハンザをイギリスからの羊毛輸入に、また XVII 都市ハンザをシャンパーニュへの毛織物輸出に従事する組織、と明快な性格規定を行なった⁽²²⁾。ロンドン・ハンザについては、E. ペロワによってピレンヌ以来の定説に大幅な修正が呈示されたが⁽²³⁾、XVII 都市ハンザに関しては若干の訂正が求められている⁽²⁴⁾ だけで、少くとも13世紀末までについては、ローランの所見が現在も認められているといて良い⁽²⁵⁾。

ところで、先に挙げたフランドル能動的商業の主要な目的地のうち、最も重要な地位を占めたのはシャンパーニュの大市⁽²⁶⁾ であったが、同大市への毛織物輸出に営みの重心を置く XVII 都市ハンザは、13世紀を通じての輸出の増大とともに、「北部の毛織物工業とシャンパーニュ大市を結合させる商業組織そのものと見なされる」(Laurent[22], p. 89) 程重要な役割を担うに至った。既に13世紀初頭からシャンパーニュ大市と緊密な関係を保っていたイープルは⁽²⁷⁾、やがてフランドル諸都市中最も重要な地位をそこで占めるに至る。同大市が開催される主要4都市——トロワ、プロヴァン、パウル・シュール・オーブ、ラニー——では、XVII 都市ハンザに所属する各都市が、商取引のための建物を借り受けているのであるが、それに関する史料においては、イープルによる借用に対しての言及が圧倒的に多い⁽²⁸⁾。従って、13世紀フランドルの毛織物輸出において枢要な地位を握っていた XVII 都市ハンザの中でも、イープルはその主導的役割を果たす程重要な意義を担っていたのである⁽²⁹⁾。

13世紀イープル毛織物の輸出入を一手に握っていたハンザ商人は、富裕市民＝都市貴族層から形成されていたが、S. フェシェイール (Fecheyr[19]) によれば、都市貴族は78家系とされ、そのうち特に有力な30家系がハンザ商人の大部分を成していた。しかもこれら78家系は、参事会員職を独占することで市政

全般をも支配していたのである。ところで、H. ローランによれば、XVII 都市ハンザは単なる商業上の連合体ではなく、市政掌握者としての商人＝都市貴族層の結合組織であった。従って、彼らは法的・行政的諸側面においても、都市間で様々な相互協定——例えば、規約違反を犯した手工業者を加入都市においては雇用しないことの申し合わせ——を結び、都市貴族支配の維持・強化を図っていた⁽³⁰⁾。しかしながら、こうした商人＝都市貴族支配は、少くともイープルにおいては、毛織物工業の発展とともに次第に手工業者の不満を増大させ、13世紀末に至って勃発する内乱の大きな要因ともなつたと考えられる⁽³¹⁾。

(3) ドラピエによる生産の組織化

前2項においては、イープル毛織物の輸出が、13世紀後半までは順調な発展を示したことが明らかにされた⁽³²⁾。次に問題となるのは、在地における毛織物生産及び流通の実態であろう⁽³³⁾。

まず流通形態を見るならば、イープルでは既に1127年から年市の存在が確認されている。そして13世紀には他の4都市とともに、1年のサイクルをなすいわゆる“フランドル年市”⁽³⁴⁾が形成され、シャンパーニュ大市との接合を通じてイープル毛織物工業の躍進に大きな貢献をしていた⁽³⁵⁾。

しかしながら、毛織物工業の発達とともに、恒常的な取引にとってより重要な役割を担ったのは、1200—25年に建設された毛織物取引所⁽³⁶⁾であろう。そこでの輸出向け高級品の主たる購買者は外国商人であり、13世紀末から14世紀初頭にかけての在地取引に関する規定を示した史料の中で、スペイン、ナヴァール、ガスコーニュ及びドイツ商人に言及がなされている⁽³⁷⁾。ところでこうした外国商人は、必ずしも自ら直接に取引を行なつたのではなく、その営みに在地商人との折衝を介助する「仲介者」*courtier* を伴うのが通例であった。

イープルの「仲介業」*courtage* については、1281年4月の伯文書において触れられているが⁽³⁸⁾、その出現はそれ以前に遡ると考えられる⁽³⁹⁾。仲介業は、本来外国商人の投宿先の「宿主」*hotelier* だった者が、その商人の取引を介助することに由来するとされ、外国商人の仲介者であると同時にその保証人でもあったため、信用売買の際には、一方では、保証金と契約書を当局に提出す

ることが彼らに義務付けられており、他方では、正式な契約を交さないで仲介者と取引した債権者には、損害が生じた場合の賠償請求が認められなかった⁽⁴⁰⁾。また仲介者には手工業との兼職及び両替業が禁止され、羊毛と毛織物の双方で仲介業を営むことも認められていない⁽⁴¹⁾。このように若干の規制があるとはいえ、イーブルでは仲介業の規定が成文化されるのはより遅い時期であり、少なくとも14世紀初頭まではかなり自由な活動が許されていた⁽⁴²⁾。そして仲介者あるいは宿主は、一反当たりトゥールネ貨4グロートの手数料で、毛織物取引所で毛織物を購入、それを寄宿中の外国商人のもとへと運んだのである⁽⁴³⁾。

さて以上のように、取引所は外国商人に向けた高級毛織物の販売所であったが、毛織物の種類に応じて一週間のうちで販売日が指定されており⁽⁴⁴⁾、また取引所内でも種類により販売の場所が決定されていた⁽⁴⁵⁾。そしてその中で毛織物を売ろうとする者は、「売台」*étal*の権利を市当局から一定金額で買い取る方式で、販売許可を得ていた。しかしながら、この場合そうした資格を持つのは、事実上特権的地位にあるイーブル商人だけであった。従って手工業者は、自らの高級生産物を直接販売することを禁じられ、またイーブル商人への売り渡し価格についても、商人＝都市貴族の利害を代表する都市当局が⁽⁴⁶⁾恣意的に決定していたのであり、後に見る上層手工業者でさえ、取引所の入口付近で在地市場向けの大衆品の販売を許されたのみであった⁽⁴⁷⁾。

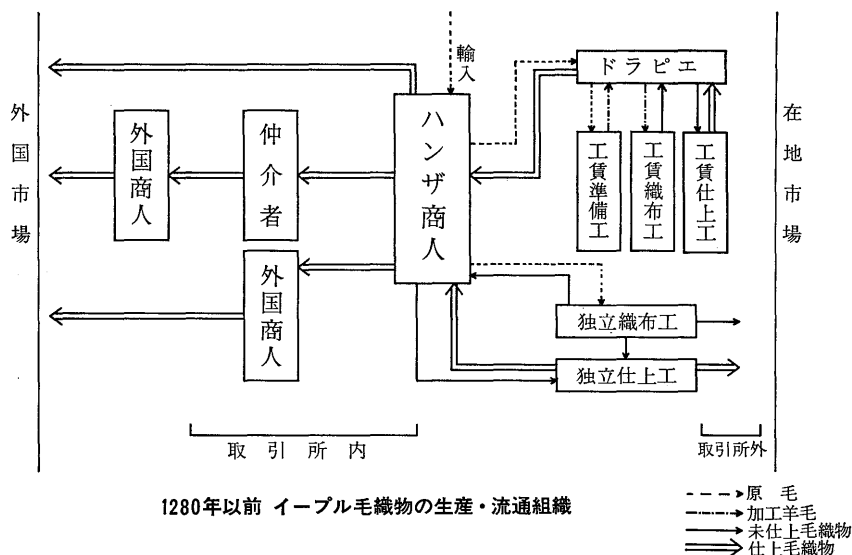
イーブルの手工業者達は、上述のように流通部面においては商人に対して従属した地位にあったが、毛織物の生産部面においては決してそうではなかった。このことは、イーブルの「ドラピエ」*drapiers*層の性格を考慮するとき明らかとなる。「ドラピエ」の語が中世南ネーデルラントでは、時代・地域によって異なる階層を意味したことは、E. コールナルの指摘以来通説となっているといっても良い⁽⁴⁸⁾。毛織物商人に対する規約 *keure* において、商人とドラピエとが明白に区別されている⁽⁴⁹⁾ ことから分るように、イーブルでのドラピエは——特に1280年以前において——明らかに手工業者であった。G. ドゥドレは、1280年9月に伯及び都市当局により公布された3つの文書⁽⁵⁰⁾及び1281年の伯文書⁽⁵¹⁾の内容の検討⁽⁵²⁾により、イーブルのドラピエの性格を次のようにまとめている。①主として自らも生産する親方織布工の地位⁽⁵³⁾にあり、

②ハンザ商人から原料羊毛を購入，③紡毛など準備工程に従事するとともに，④縮充・染色・剪毛など仕上げ工程は下請けに出し，⑤しかもこの間生産対象の所有権を持つ。即ち，彼らは大商人と下層手工業者の間に位置する小企業家⁽⁵⁴⁾だった，としているのである。

このように，13世紀におけるイープルのドラピエは生産組織者としての地位にあり，下請け手工業者を抱えて前貸体制を敷いていた。1280年以前の状況を最も忠実に反映していると思われる1280年のフランドル伯及びイープル参事会の文書において，剪毛工がドラピエの下請けを行なっているとの記述が見られ⁽⁵⁵⁾，こうした仕上げ工程の手工業者とドラピエとの関係を明示している。無論ドラピエの前貸支配の下にないような，独立小手工業者の存在も見逃がすことはできない。例えば，既にドラピエの経済的上昇が顕著な13世紀末の工業規約において，「自らの毛織物を染色する染色工は，別の毛織物を手間賃を得て染色することができない」⁽⁵⁶⁾とあるように，独立した経営を行なう染色工の存在も示唆されているのである⁽⁵⁷⁾。都市イープルの領域は，13世紀中葉フランドル女伯マルグリットの支援により一定の拡大を見たのであるが，上記の下層手工業者は，主として市壁外の *faubourg* に広く集住し経営を行なっていた⁽⁵⁸⁾。また毛織物工業のこうした地理的拡大とともに，1260年代には都市当局による原料・製品の品質検査が厳密に行なわれる史料が登場し⁽⁵⁹⁾，また同職組合形成の傾向も見えてとれることから⁽⁶⁰⁾，生産部面内部の組織化も相当進んでいたと思われる。

既に述べたように，イープル毛織物工業において，生産部面はドラピエを主たる生産組織者として，商人からは相対的に独立していた。従って，13世紀を通じての輸出拡大を伴う毛織物工業の発展は，手工業者——とくにドラピエ——にとって経済的上昇の機会となった。しかしながら，流通部面の支配維持を図るイープル商人＝都市貴族層は，こうした手工業者層の発展を抑えるべく間断なき抑圧を加え，手工業者の不満を増大させるとともに，彼らとの対立を深めることとなったのである。

なお，ポーペリンへ工業については，史料が十分には伝来していないがそれでも14世紀初頭以前について，以下のような点を指摘できる。



まず、ポーペリンへでは、領主サン・バルタン修道院から毛織物取引が許されており⁽⁶¹⁾、かなり恒常的な毛織物の商業が行なわれていたことを想像させる。次に、これを裏づけるかのように、イーブル仲介者のポーペリンにおける毛織物購入に関して史料が残されている⁽⁶²⁾。更に、ポーペリンへ手工業者は、膨大な数で1280年のイーブルの内乱に加担したのであるが⁽⁶³⁾、その中には「ドラピエ」と呼ばれる手工業者が存在したことが明らかになっており⁽⁶⁴⁾、ポーペリンへでの毛織物生産においても、既に1280年以前に一定の分業関係が存在していたことが示唆されているのである。

II 1280年の内乱 Cokerulle とその背景—1280年の 3 文書を中心に—

1280年の前後にフランドル諸都市——ブリュッヘ、ヘント、イーブル、ドゥエ、トゥールネ——において、連鎖的に手工業者を中心とした内乱が発生した⁽⁶⁵⁾。このうち1280年10月に発生したイーブルの内乱は、“Cokerulle” と呼ば

れ、この時期の代表的騒乱とされている。ところでこれは、本稿で対象とする13世紀イープル毛織物工業における初の内乱であった⁽⁶⁶⁾と同時に、同工業に多大の変化をもたらす重要な契機ともなった点で⁽⁶⁷⁾、注目に価する。以下ではイープル毛織物工業の変容という視角から、この内乱に関する考察を進めていく。

(1) 史料の検討

“Cokerulle” についての重要な手掛りとしては、内乱直前に市参事会と伯により、毛織物手工業者に向けて公布された3つの文書が挙げられ⁽⁶⁸⁾、それらの写本は、リルのノール県文書館の B 1564, 4e cartulaire de Flandre のうちにそれぞれ No. 53, 54, 201 (以下文書 A, B, C と呼ぶ) として保存されている⁽⁶⁹⁾。

これらの年代については、いずれも1280年9月とあるのみで日付がなく、また文書Cがパリで起草されたことに触れているだけで、他2者には起草地も記されていない。G. エスピナと H. ピレンヌはその史料集において、これらを『工業規約』règlements industriels として収録し、まず文書Cを No. 750として『都市イープルの毛織物生産者及びドラピエに向けてなされ、伯によって確認された参事会の命令』との標題を付し全6条に整理して印刷し、次いで文書Bを No. 751として『フランドル伯ギィ・ド・ダンピエール及び参事会員によってイープル剪毛工に対してなされた命令』全28条とし、最後の文書Aを No. 752として『フランドル伯及び参事会員によってエスタンフォール織り estamforts の縮充工に対してなされた命令』と題して、全11条に整理している。なおそこでは、毛織物工業に直接関係しない部分の文言は削除されている⁽⁷⁰⁾。

ところで、上記3文書の持つ意味についてみると、エスピナとピレンヌは、それらが起草された目的は、手工業者による内乱発生を予感した都市当局が、それを鎮静しようとしたことにあったとしている。また起草期日についても、1280年9月18日から10月16日まで市参事会の法廷審理が中断している事実を挙げて、それらの日付を9月18日以前と想定し⁽⁷¹⁾、イープルでの起草の後、それらが当時パリに滞在中であったフランドル伯の署名を求めて、そこへ一括して

送られた、と考えていた。しかも、内乱の急速な勃発によって、これら3文書は結局公布されいままであった、としているのである⁽⁷²⁾。

しかしながら、“Cokerulle”に関する詳細な研究を行なったドッドレ(Doudelez[14])は、次に述べるような観点からの前記3史料の徹底的な検討を通じて、エスピナ、ピレンヌに至る以上の所説の誤謬を指摘するとともに、3つの文書の持つ本来の性格を明らかにしたのである。

まずドッドレは、文書A・Bと文書Cにおける書式の大きな相違に注意を喚起する。即ち文書Cでは、公布主体がイープル参事会とされ——《nous eschevins de le vile dyppre faisons savoir à tous ke...》——、後にフランドル伯がパリで確認するという体裁をとっている⁽⁷³⁾のに比べ、文書A・Bでは、いずれも公布者がイープル参事会とフランドル伯兩者であることが明言——《...ce soit certaine chose à tous si avons nous Guis cuens de flandres et notre eschevin devant dit ceste ordenance donnée as foulons devant nommeis...》(文書A)、《...Tout chou avons nous cuens de flandres et eschevin devant nommei...》(文書B)——されるのである。ドッドレによれば、後2者に共通の書式は当時のイープルで通常使用されていたものであり、従って文書A・Bはパリではなく、イープルで起草されて公布されたに違いない、と結論づける⁽⁷⁴⁾。

以上の如く、各文書の作成地が決定されるとすれば、第2に問題となるのは、これら3文書の起草期日であろう。ドッドレはそれを、フランドル伯ギィの行動日程から追求している。即ち、まず、伯が様々な内政上の処理、折衝をフランドル内で行なっている事実を挙げて、彼が1280年8～9月にはずっとフランドルに留まっていたことを示すとともに、特に仏王の要請を受けてフランスへ出兵する直前の9月18日から26日にかけて、伯がイープルに立寄っていることを指摘するのである。ところで、イープルは伯の滞在によってその法的権威の下に入り、その間参事会の法的機能は停止するのが通例であって、ここで問題となる期間についてもそれは同様であった⁽⁷⁵⁾。そこでドッドレは、イープルで起草されたと考えられる文書A・Bが、参事会と伯との連名で公布されていることから、9月18日以前とするエスピナ、ピレンヌの説とは全く逆に、伯

のイーブル滞在中に前記2文書が起草され、公布された可能性が大きいとする⁽⁷⁶⁾。更に、伯は9月27日以降フランスへ出発しているのであるから、パリを最終的起草地とし、伯の印を押された文書Cが、他の2文書よりも後に起草されたことは明らかだとするのである。

以上のような、文書A・Bに対する文書Cの日付の相違は、伯によるその確認の手続きを示す部分⁽⁷⁷⁾の複雑な文面からも明白になると、ドッドレは考える。即ち、この部分では、(i)参事会からの伯による確認の要請に続いて、(ii)参事会によるこの文書内容の順守の一層強調された形での意志表示が行なわれており、しかる後に初めて、(iii)参事会による押印がなされたこの文書——《..ces présentes lettres seelees du scel de le vile dyppre..》——に、参事会の要請を受けた形——《..à la prière et à la requeste de nos eschevins de le vile dyppre..》——で伯の押印が行なわれているのである。以上の部分は、先に公布した文書A・Bと文書Cの内容が、後に述べるように余りに大きな相違を示しているため、伯が確認を与える前に、参事会の意図を今一度確かめるべく要求した文言であり、起草の日付順が文書A・Bそして文書Cとなるのは当然である、とドッドレはいうのである⁽⁷⁸⁾。

このことは必然的に、エスピナ、ピレンヌの史料集において収録された文書の配列が、日付順となっていないことを意味する。そこでドッドレは、その配列を日付順に従わせ、かつ各文書の条項の区分も変更した上で、これら3つの史料の全文を Pièce Justificative No. I~III として新たに刊行している⁽⁷⁹⁾。

3文書起草期日が確定されると同時に、第3点として、文書A・Bと文書Cの内容の決定的な相違が指摘され得る。即ち、文書A・Bでは、各々主として「縮充工」foulons、「剪毛工」tondeurs に対して言及がなされ、全体としてこうした下層手工業者の賃銀・労働条件を明確にする規定が設けられているのであるが⁽⁸⁰⁾、彼らの雇用者たる「ドラピエ」drapiers あるいは親方手工業者が、現物賃銀の支払いをすること、職人が親方の家で寝食を共にすることを禁じる条項が設定されていること、また、参事会と他の「同職組織」métiers が主催する法廷への剪毛工による代表派遣が認められていることなど⁽⁸¹⁾からすると、下層手工業者の経営の安定確保が、殊にドラピエなど上層手工業者からの彼ら

の保護を主眼として、追求されているように思われる。

これに対し文書Cでは、内乱以前の商人＝都市貴族による手工業者への様々な不正・横暴を反映するかのよう、フランドル伯が、《…都市イーブルの悪しき風習を除去し、そこに良き慣習と法とを打ち立てる…》——…oste les mauvais usages de le vile dyppre et i mette boines coustumes et boine lois⁽⁸²⁾——旨が明言されるとともに、ドラピエについて、《…（取引所内の）燈火の費用は、ドラピエに帰さるべし…》——…on face clartei à ce tant, comme on voura an coust des drappiers⁽⁸³⁾——、《ドラピエは、自らの仕事のために海のこちら側において、自らの欲する場所で羊毛を買うことができる》——…li drapier puissent acheter laines pour leur ouvrages ou quil leur plaira de cha la mer⁽⁸⁴⁾——とあるように、以前には許されていなかった、ドラピエの取引所での販売が可能となっていることが示唆され、更にドラピエの羊毛取引を自由化する規定が行なわれているのであって、そこに前2文書とは全く逆に、ドラピエ層を優遇する意図が見てとれるのである。

(2) 都市貴族による手工業者への対応

内乱前の3つの文書に対する前記のような理解は、第3の文書が他2者よりも後に起草されたものであることをより明白にすると同時に、この時期の都市貴族が手工業者に対し一定の政策を取り、しかもそれが内乱に近い時点で変化したことも示している。前節で概観しておいたように、イーブルでは13世紀を通じて、ハンザ商人を中心とした都市貴族層が政治・経済的支配を維持していたのであるが、イーブルの経済的繁栄とともに、その寡占体制に不満を抱く下層市民あるいは手工業者との間で、対立も激化していた⁽⁸⁵⁾。特に、生産組織者として経済的上昇を実現するのに最も近い地位にあったドラピエ層と、それを阻止しようとする商人層との軋轢は大きかったといえる。手工業者の不満の高まりを感じた都市貴族層は、前記第1・2の文書に見られるように、まずドラピエと下請け関係にある縮充工・剪毛工など下層手工業者の優遇策を通じ、ドラピエ層を孤立化させることによって状況の打開を図ったと思われる。しかしながら、イーブル経済の発展による利益を独占してきた商人＝都市貴族層に対

する敵対行動においては、手工業者層は一体となっており⁽⁸⁶⁾、この時点でのドラピエー下層手工業者間の分断策は成功し難い状況にあった。そこで都市貴族側は一転して、明らかにドラピエとの妥協の産物とも思われる第3の文書を公布し、手工業者層との決定的な対立の回避を試みたというのが、現在までの研究者の一致した見解なのである⁽⁸⁷⁾。

10月初旬における内乱勃発という現実から見るならば、9月の時点での3文書作成・公布は、ドラピエを中心とする手工業者層の暴動発生を眼前にして、その対応に苦慮する都市貴族側の切迫した状況を如実に示しているように思われる⁽⁸⁸⁾。

(3) 反乱の経過——ポーペリンへ手工業者の役割——

1280年イーブルの内乱において、その主謀者がドラピエであったことは確かである⁽⁸⁹⁾が、内乱の直接の契機となったのは、ポーペリンへ手工業者によるイーブルへの進軍であり、しかもそれにはイーブル富裕市民が深く関与していた。即ち、1280年の時点で既に相当発展していたポーペリンへ工業も、流通部面においてはイーブル商人に大きく依存しており、そこでの手工業者の地位はイーブル手工業者と同じ状況にあったと考えられる。そうした中で、イーブル都市貴族内部の抗争により、一時ポーペリンへに身を寄せていた2人のイーブル市民 Henri de l'Eckhout 及び Henri Oudewin は⁽⁹⁰⁾、内乱発生の機運を察知すると、ポーペリンへ手工業者に武器と賃金を供与して、扇動を行なったのであった。こうして武装蜂起したポーペリンへ手工業者たちはイーブルへと向かい、faubourg に集住していたイーブル手工業者を加えつつ、市内に攻め入って、ドラピエとともに破壊行為を行なったのである⁽⁹¹⁾。

翌1281年4月から開始された フランドル伯の調査⁽⁹²⁾によれば、ポーペリンへの様々な手工業者が、極めて多数暴動に参加したことが明らかとなっているが、それはまた、同時期のポーペリンへ工業の規模の大きさをも示している。更に、前記2人のイーブル市民のポーペリンへへの逃避は、少なくとも特定のイーブル富裕家系と同工業とに深い結びつきがあったことを示唆するのである。

なおイーブルの内乱は、ポーペリンへ手工業者の帰還により急速に収束し、

伯ギィの息子ロベールの名代である Siger de Bailleul の権威のもと、参事会の機能も旧来通りに復活したのであった⁽⁹³⁾。

Ⅲ 都市貴族支配の動揺とドラピエの台頭

(1) フランドル伯の裁定文書

フランドル伯ギィは、1281年3月23日フランスからイーブルに到着した。内乱についての裁定は彼の帰国まで持ち越されたままであったため、伯は直ちにイーブルとポーペリンへについて調査を行ない、内乱の直接の原因を明らかにし、裁かねばならなかった。こうして伯は、内乱に関する裁定文書を4月に公布したのである⁽⁹⁴⁾。

その内容において第1に注目しなければならないのは、内乱前における2つの対立に関しての伯による言及である。既に述べたように、内乱の直接の発端は2人のイーブル市民による、ポーペリンへ手工業者の扇動であった。このことは、イーブル都市貴族家系内部において対立が生じていたことを示し、伯もその事実を認めている。しかし伯は、一方で《市参事会員とそれに組する者達》、他方で《ドラピエ、織布工、剪毛工及び……他の多勢の者達》⁽⁹⁵⁾とする、ふたつの集団(都市貴族と手工業者)の間に対立のあったことも明白に認識していたのである。このことは伯が、《敵対する家系間 lignages》のみならず《対立する2派 parties も平和を保つよう》⁽⁹⁶⁾に命令していることによって裏付けられる。

第2は、内乱直前からの伯による毛織物工業政策の一貫性である。内乱前に発布された第3の文書では、都市貴族側からドラピエに対して大幅な譲歩がなされ、羊毛購入の自由が認められていた訳であるが⁽⁹⁷⁾、これを再確認する形で伯は、ドラピエにフランドルでの羊毛購入の自由を許可している。即ち、《…ドラピエは、自らの仕事のため海のこちら側で都合良き日にいかなる仕方においても羊毛を購入できる,..》——...li drapier puissent acheter laines de toutes manières pour leur ouvrage, dechà le meir, pour tout et à teil jour comme il leur plaira...⁽⁹⁸⁾——, と。

(2) ドラピエの羊毛・毛織物取引への進出

以上のように伯の政策に支持されたドラピエ層は、内乱以降急速な勢力伸長を遂げる。しかもそれは、イープル商人の内乱以前からの商業活動の後退⁽⁹⁹⁾と内乱後の羊毛取引の自由化に伴ないつつ、従来の生産組織者としての営みから、商業部面へ積極的に進出することによって果たされた。

このような傾向は、まずイングランド羊毛売買自由化の一層の拡大において端的に示される。即ち、前述の伯による認可を受けて、その後成文化された羊毛取引に関する規約では、初め《父親がハンザ商人でない市民、またハンザ加入料を支払わない市民は、商取引のためにイギリスへ赴き、あるいは商品を輸送してはならない》——*Nus bourgeois onghebuerdech voise en Engletierre, ne i envoieche son avoir pour marchandeir... se il n'a achaté se hanse*⁽¹⁰⁰⁾——と定められ、ハンザへの加入という条件付きでのみイギリスでの商業が可能となっていたのであるが、1289年となると、ハンザへの加入は依然として条件ではあったが、それは《古き慣習によるもの》——*selonc le anchiene usage*——と緩和された表現に代わっており、ドラピエなどの市民にイングランド羊毛の買付け、更にはフランドルでの《卸売り》——*vendre se laine en gros*⁽¹⁰¹⁾——の自由が明記されるに至るのである。

ところでドラピエには、毛織物の自由な売買は許されていなかった。このことは、1281年1月、他人の毛織物を販売したドラピエあるいは織布工が、市当局から罰金を課されたこと⁽¹⁰²⁾、または内乱後の規約にも、生産者のこうした販売行為を禁じた条項があること⁽¹⁰³⁾、などからも明らかである。

しかしながら、その中でドラピエ層は、取引所において自己の生産物を取引する権利を次第に獲得していくのである。まず既に1281年4月の伯文書において、《……いかなる者であれ取引所に毛織物を持ち込む者は、それを売合で仲介者ないし商人に見せることができ、(イープル)商人や他の者は、(勝手に)その毛織物を移動してはならない……》——*...kiconques aportera en le hale drap à vendre, queil que il soient, sour le stal dou vendeur li puissent veoir couletier et achateur ne de là ne les puissent mouvoir li bar-*

ghengneur ne autre...⁽¹⁰⁴⁾——とあるように、ハンザ商人による取引所での販売活動の独占が禁じられていた。その後13世紀末頃の規約には、《(毛織物)生産者は、取引所の売台上に12反以上のエステルフォル織を陳列してはならない》——...nus faiseur soit si hardis ke il mèche en se pile en le hale, plus ke 12 estamfors...——, また《……生産者は、火曜と土曜に自らの毛織物を取引所内で売ることができる……》——li faiseur ...steront sour le hale pour vendre leur draes, sour chascun mardi et vendredi⁽¹⁰⁵⁾——との条項があり、当時ドラピエたちの取引所での活動が恒常的となっていたことが見てとれる。このように、13世紀末ドラピエが、毛織物販売の面においても、ハンザ商人の支配を次第に掘り崩す傾向にあったことが明白なのである⁽¹⁰⁶⁾。

(3) ドラピエの台頭によるイープル毛織物工業の構造変化

前述したようなドラピエ層の経済的上昇は、社会的・政治的上昇をも伴っていた。J. ドゥメイによれば、内乱後のドラピエの居住区を検討することにより、彼らと富裕商人層との“同質化” *assimilatie* 的現象が見てとれる、という⁽¹⁰⁷⁾。即ち、内乱後伯がドラピエに課した罰金の支払い額を地区毎に分けて観察した場合、彼らの殆んどはイープル市壁内に居住し、しかもこのうちかなりの数が、都市貴族層の主たる居住区である第1次市壁内に住んでいたことが分るのである。ドラピエの都市中心部近くへの集中は、少なくとも彼らの富裕市民層への上昇を示すと、ドゥメイは考える。

また彼らは、1294年にイープル参事会へ代表を選出することによって、市政参与の足掛りも得ている。更に1304年に、企業家であるドラピエの支配に耐えかねた織布工・縮充工との軋轢においては、1280年の内乱の場合とは全く逆に、参事会の支援を得たドラピエ側が、こうした手工業者を抑圧する態度を見せているのである。

つまり、13世紀末から14世紀初めにかけて、ドラピエは生産組織者として生産部面に確固たる基盤を維持しつつ、流通部面においても、旧来のハンザ商人に比肩し得る地位を獲得し、以前のイープル工業の構造における“商人対生産

者”という単純な図式を大きく変化させたのである⁽¹⁰⁸⁾。このように、14世紀初頭のイープル毛織物工業は、生産組織者が流通部面でも力を振り始めるといふ新しい事態を迎え、一定の機造的変化を遂げつつあったと言わねばならない。

おわりに

13世紀イープル毛織物工業についての以上の検討を、本稿の初めに挙げた最近の研究における5つの論点と照合し、以下の諸点を指摘することで結びに代えたい。

第1は、イープルについて「商人＝企業家」説批判の妥当性が検証されたことである。ハンザ商人を中核とするイープル富裕商人層は、主としてイギリス羊毛の独占的供給と取引所における輸出向け毛織物の排他的取引により、毛織物工業の流通過程を掌握してはいた。しかしながら、彼らは生産部面に直接介入してはおらず、生産組織者たるドラピエを中心とした手工業者たちは、商人からは相対的に独立した経営を行っていたのである。

第2に指摘しなければならないのは、13世紀末イープル毛織物工業の構造的変容の開始であろう。これは、上層手工業者ドラピエの台頭によって明瞭に示される。13世紀イープル工業の発展に伴ない、経済的上昇を遂げていたドラピエ層は、1280年の内乱を契機として、ハンザ商人による羊毛供給独占という桎梏から部分的にはあれ解放され、企業家として生産部面掌握の維持・強化を図りつつ、14世紀初頭には自ら羊毛卸売り商人の地位にもつくことにより、内乱以前とは異なったイープル工業の生産構造を作り出したのである。この点は、中世末期における都市工業の再評価をも含んだ最近の論点のうち4)、5)の点に連なると予想されるだけに重要である⁽¹⁰⁹⁾。

第3は、ポーベリンへ毛織物工業の13世紀における相当な発達である。1280年の内乱においては、かなりの数のポーベリンへ手工業者がイープル手工業者とともに、共通の敵である都市貴族に対して武装蜂起を行なったのであった。この事実は、農村工業の遍在という前述3)の論点を検証するものといえ

る。またそれは、14世紀イーブルとポーペリンへの毛織物工業をめぐる厳しい対立⁽¹⁰⁾という構図から見るならば、13世紀から14世紀にかけての両者の関係の著しい変化をも示唆しているのである。

13世紀末までについての上記の諸点を十分に考慮することによって、14世紀に発展が顕著となる農村工業との関係を視野に収めた、14—5世紀イーブル毛織物工業の研究が可能となるのであり、それはまた、当該時期における都市工業—農村工業関係解明の糸口ともなろう。今後の課題とする所以である。

* 本稿での文献引用は、末尾に掲げた文献目録の番号による。

注

- (1) 拙稿〔62〕参照。
- (2) この紛争の経過及び史料については、拙稿〔61〕参照。
- (3) このピレンヌ説に関しては、Pirenne〔34〕及び拙稿〔62〕を参照。なお、こうした考え方は、14世紀イーブルの毛織物生産量の評価においても、既に H. ファン・ウェルフェーケが相対化しており、J. ドゥメイに至っては、もはや中世末期からのイーブル工業の単線的衰退は全く考えられていないのである。Van Werveke〔51〕; Demey〔7〕。
- (4) Ammann〔3〕, p. 285; Van der Wee〔41〕, p. 203; Verlinden〔53〕, pp. 99-105.
- (5) 西欧中世の南北商業において、フランドル工業の占める重要性にもかかわらず、我国ではその研究が極めて少ないが、さしあたり次の2論文を示しておく。山瀬〔59〕; 堀内〔56〕。特に後者は、Reynolds〔38〕やDoehaerd〔11〕らの史料を駆使して、北仏・フランドル毛織物工業の南欧向け輸出の早くからの発展を論じており、興味深い。
- (6) Demey〔6〕, pp. 132-44; Merlevede〔23〕, p. 31.
- (7) 例えば、1211年イーブル商人のミラノでの販売 (Ammann〔3〕, p. 286)、13世紀初めウィーンへの輸出 (Van Werveke〔47〕, p. 12) を見よ。なおこの点に関しては、堀内〔56〕参照。
- (8) Laurent〔21〕, p. 105.
- (9) Doehaerd〔11〕, t. I, p. 192. なお、フランドル及び北仏諸都市の毛織物の対スペイン輸出が本格化するのは13世紀中葉から、としたローランに対し (Laurent〔21〕, pp. 79-80, 106-11, 181)、ペルピニャンの未公開史料の検討によって、エメリーは、既に13世紀前半にかなり活発な輸出が行なわれていたことを指摘している。Emery〔16〕, p. 154.
- (10) Ammann〔2〕, p. 32の地図を参照。

- (11) Laurent [21], p. 139; Jansen [20], p. 172.
- (12) 農村工業の遍在に関する議論については、拙稿 [62] を参照。なお例えば、ヒステルの毛織物については、13世紀にドイツ商人による言及があり (Jansen [20], p. 170), またヴェールヌは、1286年イープルでその製品を販売している。(Espinass & Pirenne [18] III, p. 365. なお以下ではこの史料集を EP. と略記する。)
- (13) イープルの西方約 10km に位置するポーペリンへ (地図 [I] 参照) からは、他の村落からと同様に、遅くとも13世紀後半にはその出身者がイープル付近に移住し、手工業者として定着していた (Doudelez [14-a], p. 59, [14-c], p. 64)。なお在地農村経済の成長と都市的発展に関する一般的論稿としては、Van Werveke [47], p. 9, 及び森本 [57] を参照。
- (14) なお実際にはそれ以前から輸出が行なわれていたと考えられている。Laurent [21], pp. 107-8; EP. III, pp. 98-9.
- (15) Laurent [21], p. 212.
- (16) Dochaerd [11], t. II, No. 1482 (p. 827), No. 1767 (p. 1069).
- (17) Van Houtte [44], pp. 35-6; Van Werveke [49], p. 297, n. 2.
- (18) Dollinger [13], p. 308; Aerts [1], p. 37; Van Werveke [47], p. 358. なお14—5世紀ポーペリンへの動向は本稿のテーマからは外れるが、同時期のドイツ商人との関係を示す好論文として、Van Werveke [49] を挙げておく。
- (19) 1127年イタリア商人が、イープルで羊毛を販売している。Merlevede [23], p. 31.
- (20) フランドル能動的商業の主たる対象は、地図 [II] に見られるように5地域であった。
- (21) Laurent [22], p. 81. ピレンヌ以前の研究では、両者が同一視されていた。例えば Warnkönig & Gheldolf [54] を見よ。
- (22) Laurent [22], pp. 87-90.
- (23) ロンドン・ハンザの成立を12世紀末～13世紀初めではなく、13世紀末に求めるペロワ説は、Peeters [29] pp. 276-8 において一応継承されているが、「フランドル商人は、明らかに XVII 都市ハンザを1230年には結成していたが、これをそれ以前に言及されるフランドルのロンドン・ハンザと混同してはならない」(Van Houtte [45], p. 92) とあるように、必ずしも定説になっているとは思われない。
- (24) Carolus-Barré [4]; Vercauteren [52].
- (25) Van Werveke [47], pp. 11-2; Id. [48], p. 81; Ferroy [32], p. 9, n. 2.
- (26) フランドル工業とシャンパーニュ大市との関係について論じた研究には、Laurent [21]; Dupieux [15] がある。また、同大市に関する我が国の最近の研究として、大黒 [58]; 山田 [60] を挙げておく。
- (27) Doudelez [14-a], p. 60.
- (28) この点に関しては、Laurent [21], pp. 100-1 の表を参照されたい。このうちラニ—修道院からの借用については、EP. III, No. 847 (p. 677) を参照。

- (29) Laurent [21], pp. 102-3. ポーペリンへも12世紀末～13世紀初めにロンドン・ハンザに加入しており、また14世紀初めに XVII 都市ハンザが加入 24都市を数えた時、その中の一つに入っている。Laurent [22], pp. 82-3. 無論前述のペロワ説を肯定するならば、ロンドン・ハンザへの加入はあり得ないことになるが。
- (30) Laurent [22], pp. 93-4.
- (31) 第II節参照。
- (32) 少くとも1270年までは、輸出が発展したことはまちがいないとされている。Jansen [20], p. 169.
- (33) 残念ながら、13世紀末以前については在地の商・工業に関する史料は殆んど残存しておらず、ここでは、それ以後成文化された規範的史料に大幅に依拠しながら、13世紀の実態に迫る他ない。しかもこの場合、そうした史料が、後述の如く手工業者の内乱を経て成文化されたものだけに、それ以前の慣習の内容を示していない可能性が大きいことにも、留意しておかねばならない。
- (34) 中世ベルギー諸地方の年市に関しては、Van Houtte [43], また12—3世紀フランドル年市の概観として Jansen [20], pp. 159-61を参照。なおフランドル年市の開催地及び期日は、各々次の通りである。2/28—3/29イーブル, 4/23—5/22ブリュッヘ, 6/24—7/24トルハウト, 8/15—9/14リル, 10/1—11/1メーセン。Jansen [20], p. 160.
- (35) 13世紀中頃には、スペイン商人がイーブル年市へ来訪している。Doudelez [14-a], p. 60.
- (36) Demey [6], p. 75.
- (37) EP. III, No. 763, § 8, 23, 42 (pp. 486-93).
- (38) EP. III, No. 849, § 4, 6 (p. 682).
- (39) イーブルでの仲介業については、Pelsmaecker [30] の研究がある。その他の地域に関しては、仏領フランドルについて、Espinass [17], t. I, pp. 436 sqq., ジェノヴァについて、Doehaerd [11], t. I, p. 104, 更に西欧全体を概観したものとして、Van Houtte [42] が挙げられる。また Laurent [21], p. 232, n. 3も参照されたい。なお Pelsmaecker [30], p. 440によれば、既に1239年のイーブルドゥエ間の商業協定に、イーブル仲介者への言及が見られる、という。
- (40) EP. III, No. 763, § 8, 33, 41, 44, 48, 54 (pp. 486-93).
- (41) Ibid., § 27, 28; § 34; § 29.
- (42) Van Houtte [42], pp. 116-7; EP. III, No. 763 (pp. 486-93). この時期ギルド化の傾向は現われておらず、また仲介者には市民権も不要であった。Pelsmaecker [30], p. 448. なおイーブルでは、すべての仲介者は宿主自身かその雇い人であったが、両者に厳密な区別はされていない。
- (43) Ibid., § 49; § 51.
- (44) 13世紀末のこうした区分については、Merlevede [23], pp. 129-31を見よ。
- (45) Doudelez [14-c], pp. 63-4. 仏領フランドルでの同様な傾向については、Espinass

- [17], t. II, pp. 445-6を参照。
- (46) Doudelez [14-a], p. 63.
- (47) 一定の長さに達しない布地などは、比較的自由的な売買が許されており、恐らくこうした大衆品を手工業者が取引所外で売っていたに違いない。Doudelez [14-b], pp. 5-6. また主たる原料であるイングランド羊毛の手工業者への供給もハンザ商人が独占していた。Ibid. [14-a], p. 77.
- (48) Coornaert [5]. なおドゥエのドラピエを一義的に、生産・流通を支配する「商人=企業家」*marchands-entrepreneurs* と捉えたエスピナの説への批判については、[拙稿 [62] 参照。またより一般的な批判としては、Jansen [20], p. 170; Munro [25], p. 232を参照。
- (49) EP. III, No. 764, § 18 (p. 496).
- (50) これらの文書について詳しくは、第II節(1)を見よ。
- (51) この文書について詳しくは、第III節(1)を見よ。
- (52) Doudelez [14-a], pp. 72-5.
- (53) 1280年以前には、「親方職布工」*maitre tisserand* という用語は使われておらず、ドラピエがこの階層にあたる、という。Ibid. [14-a], p. 74.
- (54) ドラピエ=「小企業家」*petits patrons* 説は、Demey [6], p. 90; Id. [9] においても支持されている。
- (55) EP. III, No. 751, § 14 (p. 455).
- (56) EP. III, No. 760, § 36 (p. 481).
- (57) 染色工に、取引所での自由的な売買を許可する他の条項にも注意されたい。EP. III, No. 764, § 68, 69, 74 (pp. 500-1). また染色工の自立的経営の指摘 (Demey [6], pp. 75-6) を見よ。
- (58) Doudelez [14-a], p. 71. 1270年頃には、*faubourg* と思われる場所での土地・生産設備などの賃貸借が行なわれている。EP. III, pp. 672-6.
- (59) Merlevede [23], p. 35.
- (60) Doudelez [14-b], p. 7によれば、1280年に公布された文書(詳しくは次節参照)において、工業規約違反に対する裁判集会在、参事会員及び3つの「職種」*métiers* ——織布・縮充・剪毛——の代表によって形成されており、しかもこれら *métiers* は、それ以前から確かに存在していた。
- (61) EP. III, No. 625 (pp. 100-1).
- (62) EP. III, No. 853 (p. 689).
- (63) 第II・III節参照。
- (64) Doudelez [14-c], p. 25.
- (65) これらはピレンヌによって、いわゆる中世の“民主的革命”の一つと考えられていた。Pirenne [35], pp. 377-95. しかしながらドッドレは、イーブルの内乱におい

ては政治的日程は打ち出されておらず、それは単なる経済闘争であって、そこに民主革命としての性格を見ることは困難だと述べており (Doudelez [14-c], p. 56), 現在では同時期のフランドル内乱全般を民主的性格において捉える見解は殆んどない。Jansen [20], pp. 170-1; Vandermaesen [46], p. 403.

- (66) これ以前には、少くとも毛織物工業をめぐっての大きな内乱は発生していない。Merlevede [23], pp. 38-9.
- (67) 内乱のイーブル工業への影響については、次節参照。
- (68) 手工業規約が、1280年以前に存在したことは、都市会計簿における規約違反者への罰金徴収から明らかであるが、成文化されたものとしては、これら3文書が現存する最古の史料である。EP. III, pp. 441-5.
- (69) EP. III, pp. 453-8.
- (70) EP. III, p. 453の注記を見よ。
- (71) しかしなぜか文書Aだけは17日以前とされている。EP. III, No. 752 (p. 457).
- (72) EP. III, p. 445, n. 10.
- (73) この文書の末尾に関しては、後段詳しく考察する。
- (74) Doudelez [14-b], p. 12.
- (75) 本来毎週1回開かれる筈の参事会の裁判集会は、9月18日を最後に内乱後まで開かれていない。
- (76) Doudelez [14-b], p. 13.
- (77) EP. III では、No. 750, § 6 (p. 454) がこれにあたるが、収録の際大幅に省略されており、この史料集によっては、本文のような検討が不可能となっている。
- (78) Doudelez [14-b], pp. 21-3.
- (79) Ibid. [14-c], pp. 67-70. 以下では、各文書の条項区分はドッドレに従って示すこととする。
- (80) 文書A § 1, 2, 文書B § 1, 3, 4, 6, 7, 8, 11, 15.
- (81) 文書B § 10.
- (82) 文書C § 5.
- (83) 文書C § 1.
- (84) 文書C § 2.
- (85) Doudelez [14-a], p. 63.
- (86) 例えば下層市民は、当局に対して会計公開要求を打ち出し (Doudelez [14-a], p. 60), 1280年の文書Cでも、会計公開規定がうたわれている (§ 4)。
- (87) Doudelez [14-b], pp. 13-8; Merlevede [23], pp. 35-6.
- (88) 当局は、第3の文書に署名をもらうため、パリ滞在中のフランドル伯の下へ早急に使者を派遣しなければならなかった。Doudelez [14-b], pp. 10-2, 23; [14-c], p. 32.
- (89) Demey [6], p. 89.

- (90) Doudelez [14-b], p. 35, n. (4). 彼ら是对立する家系と1284年に和解している。
Ibid. [14-c], p. 53.
- (91) この内乱では、殺人行為は少なかったとされる。Doudelez [14-b], pp. 28-9.
- (92) EP. III, No. 626 (pp. 102-9).
- (93) Doudelez [14-b], p. 30.
- (94) EP. III, No. 849 (pp. 679-85). なおポーペリンへは、サン・ベルタン修道院の支配下にあるため、伯による十分な追求は行なわれなかった。Doudelez [14-c], pp. 42-3; EP. III, No. 626 (pp. 102-9).
- (95) EP. III, pp. 679-80.
- (96) EP. III, No. 849, § 3 (p. 681).
- (97) 文書C § 2.
- (98) EP. III, No. 849, § 5 (p. 682).
- (99) Demey [9], p. 144, n. (2); Wyffels [55].
- (100) EP. III, No. 765, § 1 (p. 501). 《onghebuerdech》とは、嫡出を意味する蘭語であるが、ここでは本文のように訳出した。この点については、Doudelez [14-c], p. 57を参照。
- (101) Ibid., § 13 (p. 502).
- (102) Doudelez [14-b], p. 31.
- (103) EP. III, No. 764, § 38 (p. 498).
- (104) EP. III, No. 849, § 4 (p. 682).
- (105) EP. III, No. 754, § 9 (p. 466); EP. III, No. 755, § 13 (p. 470).
- (106) Doudelez [14-c], pp. 63-4.
- (107) Demey [9], pp. 144-6.
- (108) Demey [6], pp. 289-90; Id. [9], p. 146. 確かに、1300年前後を通じてイーブル富裕商人層の優位は基本的に不変であったとの指摘がしばしば行なわれている。Fecheyr [19], pp. 299-303; Doudelez [14-c], pp. 57-61. (またフランドル全体についてのこうした考え方については、Nicholas [28], p. 15を参照) しかしそうした見解も、イーブル毛織物工業の生産・流通形態に変化が生じなかった、と主張しているのではなく、むしろ前述のような社会・経済的發展を遂げたドラピエ層が同工業に与えた影響を十分に認めているのである。Doudelez [14-c], p. 59-60.
- (109) 中世末の都市工業の構造的変化及びその再評価については、さしあたり Munro [24]; Van der Wee [39]; Id. [40]; Id. [41]を見よ。
- (110) Niclolas [27], pp. 191-5.

文献目録

- [1] Aerts, E., A description of the economic development of the County of

- Flanders in the 13th-15th centuries, in *Berichte. Fortschritte und Stagnationserscheinungen im entwickelten Feudalismus*, 23, 1982, pp. 23-63.
- [2] Id., Deutschland und die Tuchindustrie Nordwesteuropas im Mittelalter, in *Hansische Geschichtsblätter*, Jg. 72, 1954, pp. 1-63.
- [3] Ammann, H., Die Anfänge des Aktivhandels und der Tucheinfuhr aus Nordwesteuropa nach dem Mittelmeergebiet, in *Studi in onore di Armando Sapori*, t. I, 1957, pp. 275-310.
- [4] Carolus-Barré, M. L., Les XVII Villes. Une Hanse vouée au grand commerce de la draperie, in *Comptes-rendus de l'Académie des inscriptions et belles-lettres*, janvier-juin, 1965, pp. 20-30.
- [5] Coornaert, E., Draperies rurales, draperies urbaines; L'évolution de l'industrie flamande au Moyen Age et au XVIe siècle, in *Revue belge de Philologie et d'Histoire*, t. XXVIII, 1950, pp. 59-96.
- [6] Demey, J., *De Iepersche lakennijverheid. Haar ontstaan, ontwikkeling en verval*. Onuitgegeven doctraatsverhandeling, Leuven, 1948.
- [7] Id., De "mislukte" aanpassingen van de nieuwe draperie, de saainijverheid en de lichte draperie te Ieper, in *Tijdschrift voor Geschiedenis*, t. LXIII, 1950, pp. 222-35.
- [8] Id., Proeve tot raming van de bevolking en de weefgetouwen te Ieper van de 13e tot de 17e eeuw, in *Revue belge de Philologie et d'Histoire*, t. XXVIII, 1950, pp. 1031-48.
- [9] Id., De Vlaamse ondernemer in de Middeleeuwse nijverheid: De Ieperse drapiers en "upsetters" op het einde van de XIIIe en in de XIVE eeuw, in *Bijdragen voor de Geschiedenis der Nederlanden*, t. IV, 1949, pp. 1-15. (reprod. in *Prisma van de Geschiedenis van Ieper*, Ieper, 1974, pp. 143-56). (引用は後者の頁建に依る)
- [10] Derville, A., Les draperies flamandes et artésiennes vers 1250-1350. Quelques considérations critiques et problématiques, in *Revue du Nord*, 1972, pp. 353-70.
- [11] Doehaerd, R., *Les relations commerciales entre Gènes, la Belgique et l'Outremont d'après les archives notariales génoises aux XIIIe et XIVE siècles*, II vols., Bruxelles, 1941.
- [12] Id., A propos du mot "Hanse", in *Revue du Nord*, t. LIII, 1951, pp. 18-28.
- [13] Dollinger, P., *La Hanse (XIIIe-XVIIe siècles)*, Paris, 1964.
- [14] Doudelez, G., La révolution communale de 1280 à Ypres, in *Revue des Questions Historiques*, t. CXXXII, mars, 1938, pp. 58-78 ([14-a]); t. CXXXII, mai-septembre, 1938, pp. 3-25 ([14-b]); t. CXXXIII, janvier, 1939, pp. 21-70

(〔14-c〕).

- [15] Dupieux, P., Foires de Champagnes et draperie des Pays-Bas, in *Nouvelles revues de Champagne et de Brie*, 1936, pp. 193-211.
- [16] Emery, R. W., Flemish cloth and Flemish merchants in Perpignan in the 13th century, in Mundy, J. H., etc., *Essays in Medieval life and thought, presented in honor of Austin Patterson Evans*, New York, 1955, pp. 153-65.
- [17] Espinas, G., *La draperie dans la Flandre française*, II vols., Paris, 1923.
- [18] Espinas, G. & Pirenne, H., *Recueil de documents relatifs à l'histoire de l'industrie drapière en Flandre*, IV vols., Bruxelles, 1906-1924.
- [19] Fecheyr, S., Het stadspatriciaat te Ieper in de 13e eeuw, in *Jaarboek van het XXXVIe Congres van de Federatie van de Kringen voor Geschiedenis en Oudheidkundige van België te Gent*, II, Handelingen, pp. 197-204. (reprod. in *Prisma van de Geschiedenis van Ieper*, Ieper, 1974, pp. 295-303). (引用は後者の頁建に依る)
- [20] Jansen, H. P. H., Handel en nijverheid 1000-1300, in *Algemene Geschiedenis der Nederlanden*, t. II, Bussum, 1982, pp. 148-86.
- [21] Laurent, H., *Un grand commerce d'exportation au Moyen Age. La draperie des Pays-Bas en France et dans les pays méditerranéens (XIIIe-XVe siècle)*, Paris, 1935.
- [22] Id., Nouvelles recherches sur la Hanse des XVII Villes, in *Le Moyen Age*, t. VI, 1935, pp. 81-94.
- [23] Merlevede, J., *De Ieperse Stadsfinanciën (1280-1330) : Bijdrage tot de studie van een Vlaamse stad*, Bruxelles, 1982.
- [24] Munro, J., *The transformation of the Flemish wollen industries ca. 1250-1450 : The response to changing factor costs and market demand. Report 7103 of the Workshop on Quantitative Economic History*, Katholieke Universteit te Leuven, 1971.
- [25] Id., Industrial protectionism in Medieval Flanders : Urban or National ? in Miskimin, A. H. (ed.), *The Medieval City*, London, 1977, pp. 229-53.
- [26] Mus, O., Het aandeel van de Ieperlingen in de Engelse wollexport, 1280-1330, in *Histoire économique de la Belgique. Traitement des sources et état des questions*, Bruxelles, 1972, pp. 233-59.
- [27] Nicholas, D., *Town and countryside : Social, economic and political tensions in 14th-century Flanders*, Brugge, 1971.
- [28] Id., Economic reorientaion and social change in 14th-century Flanders, in *Past & Present*, no. 70, 1976, pp. 3-29.
- [29] Peeters, J.-P., Het verschijnsel der gilden en hanzen in de middeleeuwse

- steden, in *Revue belge de Philologie et d'Histoire*, t. LXII 1984, pp. 271-88.
- [30] Pelsmaecker, P. De, Des formes d'associations à Ypres au XIIIe siècle, in *Revue de droit international et de législation comparée*, t. VI, 1904, pp. 635-45.
- [31] Id., Le courtage à Ypres aux XIIIe et XIVe siècles, in *Bulletin de la Commission royale d'Histoire*, t. LXXIV, 1905, pp. 439-84.
- [32] Perroy, E., Le commerce anglo-flamand au XIIIe siècle: La Hanse flamande de Londres, in *Revue Historique*, no. 252, 1974, pp.3-18.
- [33] Pirenne, H., La Hanse flamande de Londres, in *Bulletin de l'Académie royale de Belgique, classe des lettres*, t. XXXVII, 1899, pp. 65-108.
- [34] Id., Une crise industrielle au XVIIe siècle: La draperie urbaine et la "nouvelle draperie" en Flandre, in *Bulletin de l'Académie royale de Belgique, classe des lettres*, 1905, pp. 489-521. (大塚久雄・中木康夫訳『資本主義発達の諸段階』末来社, 1955年, 所収第2論文)
- [35] Id., *Histoire de Belgique*, t. I, 5e éd., Bruxelles, 1929.
- [36] Id., Draps d'Ypres à Novgorod au commencement du XIIe siècle, in *Revue belge de Philologie et d'Histoire*, t. IX, 1930.
- [37] Poerck, G. De, *La draperie médiévale en Flandre et en Artois*, t. I, *technique et terminologie*, Bruges, 1951.
- [38] Reynolds, R. L., The market for Northern textiles in Genoa 1179-1200, in *Revue belge de Philologie et d'Histoire*, t. VIII, 1929, pp. 831-51.
- [39] Van der Wee, H., Conjunctuur en economische groei in de Zuidelijke Nederlanden tijdens de 14e, 15e en 16e eeuw, in *Mededelingen van de Koninklijke Vlaamse Academie voor Wetenschappen, Letteren en Schone Kunsten van België, klasse der letteren*, 1965, Jg. 27, pp.3-25.
- [40] Id., De ontwikkeling van de stadseconomie in Westeuropa tijdens de late Middeleeuwen en Moderne Tijden: Enkele theoretische beschouwingen, in *Economie*, 1971, pp. 568-76.
- [41] Id., Structural changes and specialization in the industry of the Southern Netherlands 1100-1600, in *Economic History Review*, 1975, pp. 203-21.
- [42] Van Houtte, J. A., Les courtiers au moyen âge: Origine et caractéristiques d'une institution commerciale en Europe occidentale, in *Revue Historique de Droit français et étranger*, t. 16, 1936, pp. 105-41.
- [43] Id., Les foires dans la Belgique ancienne, in *Recueils de la Société Jean Bodin*, t. 5, *La foire*, Bruxelles, 1953, pp. 175-207.
- [44] Id., *An Economic History of the Low Countries 800-1800*, London, 1977.
- [45] Id., *De Geschiedenis van Brugge*, Tielt, 1982.
- [46] Vandermaesen, M., Vlaanderen en Henegouwen onder het Huis van Dam-

- pierre 1244-1384, in *Algemene Geschiedenis der Nederlanden*, t. II, Haarlem, 1982, pp. 399-440.
- [47] Van Werveke, H., *Esquisse d'une histoire de la draperie: Introduction historique*, in Poerck [37], pp. 7-25.
- [48] Id., "Hanse" in Vlaanderen en aangrenzende gebieden, in *Handelingen van het genootschap "Société d'Emulation"*, t. XC, 1953, pp. 5-42.
- [49] Id., Die Stellung des hansischen Kaufmanns dem flandrischen Tuchproduzenten gegenüber, in *Beiträge zur Wirtschafts- und Stadtgeschichte. Festschrift für Hektor Ammann*, Wiesbaden, 1965, pp. 296-304, (reprod. in Id., *Miscellanea Mediaevalia*, Gent, 1968, pp. 123-30). (引用は後者の頁建に依る)
- [50] Id., De omvang van de Ieperse lakenproductie in de 14e eeuw, in *Mededelingen van koninklijke Vlaamse Academie voor Wetenschappen, Letteren en Schone Kunsten, klasse der letteren*, Jg. IX, 1947. (reprod. in *Prisma van de Geschiedenis van Ieper*, Ieper, 1974, pp. 496-520). (引用は後者の頁建に依る)
- [51] Id., Das Wesen der flandrischen Hanse, in *Hansische Geschichtsblätter*, Jg. 76, 1958, pp. 7-20.
- [52] Vercauteren, F., Note sur la survivance de la Hanse des XVII Villes du XVe au XVIe siècle, in *Revue belge de Philologie et d'Histoire*, t. XXVIII, 1950, pp. 1078-91.
- [53] Verlinden, C., Aspects de la production, du commerce et de la consommation des draps flamands au moyen âge, in *instituto Internazionale di Storia Economica "F. Datini"*, Prato, 1976, pp. 99-112.
- [54] Warnkönig, L. A. & Ghelodolf, A. E., Status de la Hanse flamande, dite de Londres, in Id., *Histoire de la France et de ses Institutions civiles et politiques jusqu'à l'année 1305*, Paris, 1833-64, t. II, pp. 506-11.
- [55] Wyffels, C., De Vlaamse handel op Engeland voor het Engels-Vlaams konflikt van 1270-1274, in *Bijdragen voor Geschiedenis der Nederlanden*, t. XVII, 1962-1963, pp. 205-13.
- [56] 堀内一徳：イタリアにおける北西ヨーロッパの毛織物の早期の市場、『近畿大学商経学叢』第35・6号, 1968年。
- [57] 森本芳樹：1960年以降ベルギー学界における中世初期都市—農村関係に関する研究、『経済学研究』(九州大学)第50巻3・4号, 1984年。
- [58] 大黒俊二：中世南北商業とシャンパーニュの大市——主としてジェノヴァの公証人文書よりみたる——、『西洋史学』第119号, 1981年。
- [59] 山瀬善一：中世フランドルの毛織物と明礬、『国民経済雑誌』第94巻1号, 1956年。
- [60] 山田雅彦：シャンパーニュの初期年市をめぐる諸問題、『西洋史学』第136号,

1985年。

- [61] 拙稿：中世後期南ネーデルラントにおける都市工業と農村工業、『九州経済学会年報』1984年。
- [62] 同：中世後期南ネーデルラント毛織物工業における都市と農村——H. ピレンヌ以降の研究史の検討を中心として——、『社会経済史学』第50巻6号，1985年。